

1
第1. 施策① (a) について
2
1. 施策① (a) は、投票しない自由（憲法（以下省略）15条1項、15条3項、43条、44条但書参照）を侵害し、
3
違憲無効（98条1項）ではないか。
4
憲法は、国民主権原理（前文1段、1条）に基づき、両議院の議員の選挙において投票することによって国政に
5
参加する権利を国民固有の権利として保障している。一方で、投票しない自由が保障されているかについて、選挙
6
権は選挙を通じて、国政について、自己の意思を主張する機会が与えられてることから参政する権利という面があ
7
る一方で、選挙人団という期間を構成して、公務員の選定という公務に参加するものであり、その公務の執行とい
8
う意味で、義務という一面も有する。この義務の要素を踏まえると、投票しない自由は保障されていないように思
9
われる。しかし、国民主権原理に基づき、国民の意思を反映させる選挙権の性質を踏まえると、投票しないという
10
行動も意思の表明であり、投票する自由と表裏の関係にでもあるのだから、投票しない自由も保障されると解すべ
11
きである。
12
2. 施策① (a) は、国政選挙における投票を義務化するものであるから、上記自由への制約に当たる。
13
3. (1) 一方で、上記自由と言っても、絶対無制約のものではなく、公共の福祉（12条後段、13条後段）等に
14
よる制約を受けることはやむを得ない。そのことは、選挙権が公務としての性質を有することからも基礎づけられ
15
る。
16
選挙の制度については、論理的に要請される一定不変の形態はない。また、憲法は選挙人の資格の決定を含めて、
17
選挙制度の構築を広い立法裁量に委ねている（43条2項、44条、47条）。しかし、47条が認める立法裁量は、選
18
挙制度構築における立法裁量であって、選挙権の制限に対する立法裁量を認めているものではない。したがって、
19
広い立法裁量は認められない。
20
投票しない自由は、投票する自由とは異なり、制限されたとしても、国民の投票が妨げられるというわけではな
21
く、議会制民主主義に対する弊害は少ないように思われる。しかしながら、投票しない自由も、その意思を反映さ
22
せるという意味では、表裏の関係にある投票する自由とは変わりはない。ゆえに、投票しない自由に重要性が認め
23
られる。

1	
2	また、施策①(a)は、国政選挙における投票を義務化するものであり、これにより、投票しないという行動をと
3	ることができなくなることから、投票しない自由を直接的に制約しており、その制約は強度と言える。
4	
5	そこで、投票しない自由への制約が憲法上許容されるか否かは、規制目的が必要不可欠で、手段が目的達成のた
6	めに必要最小限である場合に限り、合憲と解すべきである。
7	
8	(2) 施策①(a)の目的は、議会制民主主義を維持するために、国民主権の下で有権者が選挙権を行使することの
9	重要性を国民に再認識させ、その権利の行使を促して国政選挙における投票率を上げることにより、議会制民主主
10	義、国民主権は憲法の要請によるものであり、その憲法の要請をまもることは、必要不可欠な目的と言える。
11	
12	手段について、上記目的を達成するために、国政選挙における投票を義務化するものである。確かに、投票が義
13	務化されれば、議会制民主主義の維持には資するように思われる。しかしながら、投票しないことで、意思を反映
14	させようとする者の投票を義務化しても、選挙権を行使することの重要性を再認識させることはできず、必ずしも
15	投票率を上げることにつながらず、適合性が認められない。
16	
17	また、投票を義務化しなくても、教育などによって、選挙権を行使することの重要性を再認識させることは可能
18	であり、投票率をあげることにともなうことから、制限的でない手段があり、必要性も肯定できず、投票しない
19	自由への過剰な手段と言える。
20	
21	ゆえに、目的は必要不可欠である一方で、目的達成のため手段が必要最小限と言えない。
22	
23	4. したがって、施策①(a)は投票しない自由を侵害し、違憲である。
24	
25	第2. 施策①(b)について
26	
27	1. 仮に施策①(a)が合憲であるとしても、施策①(b)は投票の自由(15条1項、15条3項、43条、44条但
28	書)を侵害し、違憲無効ではないか。
29	
30	国民主権を宣言する憲法の下においては、公職の選挙権が国民の最も重要な基本的権利の一つであり、保障され
31	ている。
32	
33	2. 施策①(b)により、国政選挙で連続3回にわたり不投票であった有権者の国政選挙権を、5年間停止されるこ
34	とがあり得ることから、投票する自由への制約が認められる。

1	
2	
3	3. (1) もっとも、投票する自由も、絶対的無制約なものではなく、選挙の公正を確保する等の観点から一定の制
4	約を受けることはやむを得ない。一方で、投票する自由は、国民主権の根幹をなす基本的権利であるのだから、そ
5	の投票の機会を奪うようなことは原則として許さないと解すべきである。そこで、投票の自由を制限することがや
6	むを得ないと認められる事由がなければならず、そのような制限をすることなしに選挙の公正を確保しつつ、投票
7	する自由の行使を認めることが事実上不可能いし著しく困難であると認められる場合でない限り、やむを得ない事
8	由は認められない。
9	(2) 仮に選挙で漫然と投票を放棄する者が、議会制民主主義における選挙権の重要性を忘れている可能性がある
10	としても、その者が投票をしないことにより、選挙の公正が害されるわけではなく、施策① (b) の制限をすること
11	なしに選挙の公正を確保しつつ、投票する自由の行使を認めることが事実上不可能いし著しく困難であると認めら
12	れず、やむを得ない事由があるとは言えない。
13	なお、施策① (b) を合憲である施策① (a) を手段と捉え、その合憲性を第 1 で用いた審査基準を基に検討する。
14	確かに世論調査によれば、国政選挙の選挙権が停止されるのであれば 7 割程度の人々が選挙に「行く。」との回答
15	を示していることから、投票率を上げるという目的には整合する手段である。しかしながら、諸外国では罰金を伴
16	う強制選挙制度によって 90 パーセントの投票率を維持している国もあることから、投票の自由という重要な権利
17	を制約する手段として必要最小限の手段とは言えない。
18	4. したがって、施策① (b) は投票する事由を侵害し、違憲である。
19	第 3. 施策②
20	1. 街頭演説における聴衆の表現の自由 (21 条 1 項) を侵害し、違憲無効ではないか。
21	表現とは、人の内心における精神作用を外部に公表する精神活動をいう。表現の自由は、自己の個性を発展させ、
22	または、国民の政治的意思決定に関与するためにも、民主主義社会において重要な権利である。街頭演説において、
23	聴衆がヤジを飛ばしたり、プラカードを提示する行為も、聴衆という人の内心における意思を外部に公表する精神
24	活動と言え、表現に当たり、21 条 1 項で保障されている。
25	2. 施策②は、街頭演説の際、演説者が圧迫感を覚え、萎縮して演説を続けづらくなるような、聴衆による不穏当

1	な行為を禁止することから、上記自由への制約が認められる。
2	
3	3. (1) もっとも、上記自由といっても、絶対的無制約なものではなく、公共の福祉等による制約を受けることは
4	やむを得ない。上記自由への制約として許容されるかは、権利の重要性、制約の強度等と、規制の目的、必要性な
5	どを総合考量として判断する。
6	街頭演説における聴衆の表現の自由は、ヤジなども含んでいることから、政治的表現とは言えず、その重要性は
7	低いように思われる。しかしながら、街頭演説においては、演説者の政策などに対する意見表明でもあり、政治的
8	な要素を含んでいる場合もあるのに加えて、直接政治家に対して意見表明することができる場でもある。また、上
9	記の表現の自由の性質からも権利の重要性が認められる。
10	さらに、一定の場所や時間に限定していることから、内容中立的な規制であるように思える。しかし、候補者が
11	支持しない聴衆のみが排除されるなど、主催者の恣意的な要請がなされるおそれがあることから、実質的には内容
12	中立な規制とは言えず、表現内容に着目した規制である。一方で、主催者からの要請があった場合に、直ちに退去
13	させられるものでないことから、制約の程度は強度とはいえない。
14	ゆえに、規制の目的が重要で、目的達成のためにより制限的でない他の手段がない場合に限り、合憲となると解
15	すべきである。
16	(2) 施策②の規制の目的は、街頭演説が、候補者等による有権者に対して自らの主張や公約等をしっかりと伝え
17	るための手段であり、候補者の政治活動の自由(21条1項参照)として保障されている行為でもあるから、規制の
18	目的は重要である。
19	また、手段として、「選挙運動中の街頭演説の演説者から半径25メートル以内にいる聴衆は、街頭演説の主催者
20	が指定する30分以内の間、演説者が圧迫感を覚え、萎縮して演説を続けづらくなるような不穏当な行為をしては
21	ならない。」とされており、これにより候補者の政治活動の自由を守ることにつながり、主催者の要請がある場合に
22	は、「当該行為の中止を命じ、それに従わなかった場合には当該場所からの退去を命じることができる。」とされて
23	おり、これも目的に適合する手段である。
	段階的な規制をするという手段をとっており、退去命令に違反した場合であっても、公職選挙法の「選挙の自由

1	
2	妨害罪」が定める「4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金」と比べると大分軽い刑罰になってい
3	る。他に取りうる手段として、刑罰を科さない手段も考えられるが、それでは命令に従わない者も考えられるため、
4	同等に実行性のある目的を達成できる手段とは言えない。
5	よって、規制の目的が重要で、目的達成のためにより制限的でない他の手段がないと認められる。
6	4. したがって、施策②は21条1項に反し、違憲である。
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

以上